

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

内閣府特命担当大臣 河野太郎 殿

法務大臣 齋藤健 殿

要望者：宗教2世問題ネットワーク 代表 団 作（エホバの証人2世）

宗教2世問題ネットワーク 副代表 山本サエコ（旧統一教会2世）

宗教2世問題ネットワーク 役員 高橋みゆき（旧統一教会2世）

連絡先：shukyo2sei.network@gmail.com

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に関する

新たな制度の創設等を求める要望書

標記の件につき、早急なご対応をお願いしたく、下記のとおり要望いたします。

第1. 要望の趣旨と背景

今般、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「新法」と表記）が成立しました。先の臨時国会での成立に向け、限られた時間のなかで多くの国政関係者が合意形成のため努力を重ねられたこと、心より感謝申し上げます。

しかしながら、私たち宗教2世問題ネットワーク（以下「当団体」と表記）としては、政府が想定する被害者像と実際の被害実態とがあまりにも乖離していることから、12月6日に消費者庁担当者へ要望書を手交し、新法の実効性への強い懸念を示し、新法施行後1年を目処とした検証や宗教2世の抜本的被害救済を図る法整備について要望を行いました。

上記のような状況に鑑み当団体としては、新法を真に実効性があるものとするため、新法に規定された配慮義務違反があると寄附者（以下「信者」と表記）の家族等が考える場合、法テラス等で紹介された弁護士を通じて、その事情を文書で寄附勧誘者（以下「旧統一教会」と表記）と新法の所管官庁である消費者庁へ送付する、「書面送付制度」の創設と周知を求めます。以下では配慮義務違反（3条）についてご説明しますが、禁止行為（4条、5条）違反でも当然にこの制度を利用できるようお願いいたします。

第2. 書面送付制度の概要

新法では旧統一教会への配慮義務として、3条に規定が設けられました。たとえば、2号では、寄附の勧誘にあたって「寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにすること」が規定され、当該配慮義務に違反した場合、国による勧告や法人名の公表の対象となります。

書面送付制度の詳細は添付書類のとおりですが、例えば献金により月々の生活費が困窮する、信者が親族の財産を無断で献金してしまう等、当該配慮義務に違反していると信者の配偶者や子どもが考える場合、法テラス等で紹介された弁護士を通じて、その事情を旧統一教会へ送付するとともに、信者本人、所管官庁である消費者庁へ連絡することが想定されます。

その他にも、同条1号においては、これをいわゆるマインドコントロールと呼ぶかはさておき、個人の自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥った上での寄附の勧誘も配慮義務違反とされています。3号においても、当該寄附の勧誘を行う法人等の特定事項、寄附される財産の用途について誤認させる勧誘も配慮義務違反とされています。問題は、これらの配慮義務に違反した行為を誰が指摘し、所管の行政庁へ報告するのかということです。これは、宗教2世の当事者である私たちからすると、周囲が気付く必要があると考えます。親が絶対的な立場であり、幼いころから教義に染まりきっている2世では気付くのが難しいからです。どう

か、できたばかりの法律を実効性のあるものとして運用してください。したがって、信者やその配偶者若しくは親族の生活の維持が困難になっている旨、その事情について知りうる立場にある者であれば、親族でなくとも文書の送付等を依頼することを可能にする必要があると考えております。

第3. 書面送付制度の狙い

1. 旧統一教会への効果

書面送付制度の狙いは、寄附勧誘者である旧統一教会への波及効果としては、文書を受領した旧統一教会が配慮義務違反になることを懸念し、信者へそれ以上の献金を求める行為を抑止させることが期待されます。

2. 信者本人への効果

信者本人に対しては、信者本人が新法が施行されたことやその内容、自らの行為について振り返る機会となりそれ以上の献金を躊躇する契機となることが期待されます。

3. 行政庁への効果

所管官庁である消費者庁はじめ関係省庁が新法の運用状況、特に配慮義務に関する運用状況をリアルタイムに把握し、受領した文書の内容をもとに、必要に応じ旧統一教会へ勧告等の適切な行政処分を行うこと等が期待されます。また、文化庁においては宗教法人法における解散請求に際する違法性の判断にも十分根拠となりうる資料となると考えます。

4. 被害者全体への効果

最後に、今後予想される旧統一教会への不法行為による訴訟においても目的・手段・結果に照らし社会的相当性を逸脱していることを被害者は立証しなければならない立場にありますが、書面送付制度の情報を基により一層その立証を容易にすることも期待できます。

第3. 書面送付制度の創設と周知の要望

書面送付制度については、新法の施行後直ちに所管官庁である消費者庁及び法テラスを所管する法務省において制度の詳細を決定し、その内容について新法のQ&Aに盛り込むほか、国民に広く周知することを要望いたします。なお書面送付制度の利用にあたっては、書面作成の費用負担が制度利用のハードルとなることを避けるべく、利用者に一切の負担がないものとしていただきたく、加えて、強く要望いたします。

第4. 最後に

私たちが新法の実効性へ強い懸念を有している旨は既に記載したとおりです。しかし同時に、何としても私たちの世代で旧統一教会による高額献金の被害を食い止めるべく、新法を真に実効性あるものとするためにはどのような手段が考えられるのか、様々な検討を重ねた結果、今回の書面送付制度創設等の要望に至りました。私たちが守りたいのは家庭であり、延いては自分自身やこれから生まれてしまうかもしれない被害者たちの生命です。この法律が守ろうとしているのは、人を疑うことを知らない神様を信じる純朴で無防備な人々の家庭であり、そこで生活する家族のささやかな幸せや青春時代にはじまり老後の安心した暮らしです。給食費が払えずに肩身が狭い思いをしながら給食を食べたり、卒業アルバムが買えなかったり、進学を諦めて死に物狂いで働いたり、成人式に振袖が着れなかったり、老後年金が入らないためにガンを患ったまま満足な治療もできずに最低賃金の非正規労働を続けて死んだり、子の名義で借金を背負わされたり、周囲に迷惑をかけないように恋愛・結婚・出産全てを諦めようと自分に言い聞かせたり、親が心配で不安で夜も眠れない日々を送ることがないようにしてほしいです。これは単なる自己責任ではないと考えます。旧統一教会が配慮義務違反をしなければいいだけのことです。私たちが今ここで話をしているのは、単なる法的な制度や予算の話ではありません。人の人生そのものであって、ひいては生命であることを忘れないでほしいです。どうか、この高額献金被害を私たちの代で終わらせてほしいです。この日本を安心して住める国にしてほしいです。本要望の内容について、早急にご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上